

週休2日工事要領の取扱いについて(土木編) 対比表		
改定前	改定後	備考
<p><b>週休2日工事要領の取扱いについて(土木編)</b> (略)</p> <p>1) 計画工程表の妥当性の判断について(要領第6条5) (略)</p> <p>2) 作業日や休工日の変更について(要領第6条3,4) (略)</p> <p>3) 現場閉所の判断基準について(要領第2条(4)) (略)</p> <p>4) 最終的な週休2日履行の判断基準について(要領第2条) ・工事着手日とは、準備工事(現場事務所等の設置又は測定の開始)に着手した日とする。 ・工事完成日とは、各種仮設物を撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃を完了した日とする。</p> <p>(通期の週休2日) ・対象期間内において現場閉所(休日)率が28.5%以上である場合、週休2日を履行できたと判断する。</p> <p>(月単位の週休2日) ・「月」とは、着手日からのひと月ではなく、暦上のひと月とする。 ・対象期間に含まない期間がある場合は、月の対象期間は以下のとおりとする。 例：工場製作のみを実施している期間9/10～25(対象期間に含まない) →9/10～25を除いた「9/1～9、9/26～9/30」が月の対象期間 ・週休2日交替制工事における、月単位の休日率と平均休日率の計算は以下のとおりとする。</p>	<p><b>週休2日工事要領の取扱いについて(土木編)</b> (略)</p> <p>1) 計画工程表の妥当性の判断について(要領第6条5) (略)</p> <p>2) 作業日や休工日の変更について(要領第6条3,4) (略)</p> <p><b>3) 対象期間の判断基準について(要領第2条(3))</b> ・工事着手日とは、準備工事(現場事務所等の設置又は測定の開始)に着手した日とする。 ・工事完成日とは、各種仮設物を撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃を完了した日とする。</p> <p>(対象期間に含まないもの) ・年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間について、日付指定は行わないが、社会通念から逸脱しない時期を計画的に設定すること。 ・発注者があらかじめ対象外としている内容とは、特記仕様書にて、作業中止期間や、工事特有の条件及び地域対応等で現場作業が余儀なくされることを示している場合である。 ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間とは、休日確保の観点より現場閉所日の振替えを基本としているが、想定外の現場対応・悪天候等の影響で連続的な作業が必要になり、翌週中に現場閉所日の振替えが困難な場合を想定している。その際は、受発注者間で協議して、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定すること。</p> <p>4) 現場閉所の判断基準について(要領第2条(4)) (略)</p> <p>5) 最終的な週休2日履行の判断基準について(要領第2条) (通期の週休2日) ・対象期間内において現場閉所(休日)率が28.5%以上である場合、<b>通期</b>の週休2日を履行できたと判断する。</p> <p>(月単位の週休2日) ・「月」とは、着手日からのひと月ではなく、暦上のひと月とする。 ・対象期間に含まない期間がある場合は、月の対象期間は以下のとおりとする。 例：工場製作のみを実施している期間9/10～25(対象期間に含まない) →9/10～25を除いた「9/1～9、9/26～9/30」が月の対象期間 ・週休2日交替制工事における、月単位の休日率と平均休日率の計算は以下のとおりとする。</p>	<p>追加</p> <p>3) →移動</p> <p>追加</p>

週休2日工事要領の取扱いについて(土木編) 対比表		
改定前	改定後	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>各個人の休日率＝各個人の休日日数÷対象期間日数</li> <li>平均休日率＝各個人の休日率の合計÷対象人数</li> </ul> <p>全ての月で平均休日率が28.5%以上の場合、月単位の週休2日を達成しているとみなす。(別添-1参照)  <u>なお、別紙-8、1.②にて加点評価を行うのは、各個人(全ての技術者及び技能労働者)が、全ての月で休日率28.5%以上を達成した場合とする。</u></p> <p>(完全週休2日(土日))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間において全ての週で土日現場閉所を行ったと認められる状態である。</li> <li>「週」とは、日曜日から土曜日までの7日間とする。なお、工期始期・終期、年末年始・夏季休暇、対象外期間などにより、7日間に満たない期間(週)は判断の対象外とする。</li> <li>別紙-8、1.①の加点評価について、<u>土日現場閉所を基本とするが、別添-2、参考①の発注者の指示によるほか、以下の事例において、発注者との協議により必要性が確認され、計画的に当該週において振替休日を取得している際は、達成したとみなす。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場条件より、作業を行う必要があり、振替えを行う場合</li> <li>地先対応等により、作業を行う必要があり、振替えを行う場合</li> </ul> </li> </ul> <p>※悪天候の振替として土日に作業を行う場合は、設計で雨休率を考慮しているため、原則、完全週休2日(土日)として認めない(雨休率を超える想定外の悪天候は除く)。</p> <p>5) 履行判断を行う際の確認資料について(要領第6条5) (略)</p> <p>6) 履行遅滞の工事について(要領第5条) (略)</p> <p>7) 複合工事の補正方法について(要領第5条) (経費の補正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間は履行継続後の工事完成日までとし、現場閉所(休日)率の達成状況を確認後、月単位の週休2日や通期の週休2日に満たない場合は、補正分を減額変更する。なお、工事を一時中止している期間や検討に要する期間は、対象期間に含まない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各個人の休日率＝各個人の休日日数÷対象期間日数</li> <li>平均休日率＝各個人の休日率の合計÷対象人数</li> </ul> <p>全ての月で平均休日率が28.5%以上の場合、月単位の週休2日を達成しているとみなす。(別添-1参照)</p> <p>(完全週休2日(土日))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間において全ての週で土日現場閉所を行ったと認められる状態である。</li> <li>「週」とは、日曜日から土曜日までの7日間とする。なお、工期始期・終期、年末年始・夏季休暇、<b>他の</b>対象外期間などにより、7日間に満たない期間(週)は判断の対象外とする。</li> <li>別添-2、参考①の発注者の指示によるほか、<b>受注者の責によらない</b>以下の事例において、発注者との協議により必要性が確認され、計画的に<b>同一の週</b>において振替休日を取得している際は、達成したとみなす。 <ul style="list-style-type: none"> <li>現場条件より、作業を行う必要があり、振替えを行う場合</li> <li>地先対応等により、作業を行う必要があり、振替えを行う場合</li> </ul> </li> </ul> <p>※悪天候の振替として土日に作業を行う場合は、設計で雨休率を考慮しているため、原則、完全週休2日(土日)として認めない(雨休率を超える想定外の悪天候は除く)。</p> <p><b>なお、1週間につき2日の現場閉所を基本として同一の週とするが、週の末日等の緊急的な対応により同一の週の振替えが困難な場合に限り、発注者との協議の上で翌週中の振替えも有効とする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>週休2日交替制工事における完全週休2日は、全ての週で平均休日率が28.5%以上の場合、達成しているとみなす。</b></li> </ul> <p>6) 履行判断を行う際の確認資料について(要領第6条5) (略)</p> <p>7) 履行遅滞の工事について(要領第5条) (略)</p> <p>8) 複合工事の補正方法について(要領第5条) (経費の補正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象期間は履行継続後の工事完成日までとし、現場閉所(休日)率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、補正分を減額変更する。なお、工事を一時中止している期間や検討に要する期間は、対象期間に含まない。</li> </ul> <p><b>9) 週休2日工事要領の適用について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>工事発注時の単価使用月の要領を適用する。</b></li> <li><b>工事契約後の設計変更(増額、減額)で用いる補正係数、工事成績評定(加点、減点)についても、工事発注時の単価使用月の要領を継続して用いる。</b></li> </ul>	<p>削除</p> <p>追加</p> <p>削除・追加 変更</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>追加</p>

週休2日工事要領の取扱いについて(土木編) 対比表		
改定前	改定後	備考
<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。</li> <li>2 この取扱いは、令和4年8月 1日以降にしゅん功する工事から適用する。</li> <li>3 この取扱いは、令和5年1 1月単価を使用する工事から適用する。</li> <li>4 この取扱いは、令和6年1 1月単価を使用する工事から適用する。</li> <li>5 この取扱いは、令和7年4月単価を使用する工事から適用する。</li> </ol>	<p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この取扱いは、令和2年6月30日から適用する。</li> <li>2 この取扱いは、令和4年8月 1日以降にしゅん功する工事から適用する。</li> <li>3 この取扱いは、令和5年1 1月単価を使用する工事から適用する。</li> <li>4 この取扱いは、令和6年1 1月単価を使用する工事から適用する。</li> <li>5 この取扱いは、令和7年4月単価を使用する工事から適用する。</li> <li>6 この取扱いは、令和7年1 0月単価を使用する工事から適用する。</li> </ol>	<p>追加</p>